

ヨハネス・メスナーにおける家族共同体

－自然法と家族の可能性について－

佐々木 亘*, 佐々木恵子**

The Community of Family in Johannes Messner

－ The Possibility of Family and the Theory of Natural Law －

Wataru Sasaki* and Keiko Sasaki**

ヨハネス・メスナーによると、家族には次のような三つの目的が設定されている。第1は秩序ある日常生活に必要な肉体的・精神的諸財を家族の成員に供給すること。第2には子どもの養育、第3には社会の細胞となることである。こうしたもろもろの個人的、社会的生存使命(実存的諸目的)にもとづいて、家族は国家を含めて他の社会諸形象に優位する。そして、社会的存在としては、女性は自己の本性としての固有な能力や目的を通じて自己に刻印されているところの特別の使命をもっているものであり、したがってまた特別な権利をもっている。メスナーの家族論は、当然、歴史的な制約を受けながら、たえず現実の社会問題と向き合い、人間の実存を模索したものである。メスナーの主張は、人間が一人では生きることのできない存在であり、補完必然性と補完可能性を有する人間の本性にもとづいている。これは伝統的自然法論の柱である。人間が責任をもって、充全なる実存的な生活を送るために、家族は必要不可欠な存在となる。

Key Words: [家族] [女性] [子どもの養育] [社会体] [共同善] [少子高齢化]

(Received September 26, 2016)

序

ヨハネス・メスナーは、家族を「社会の細胞」として、社会を基礎づける大切な共同体とみなしている。家族は生物学的、道徳的に社会の細胞であり、そのため家族が健全に機能しない場合や、家族が社会、国家から軽視、無視されている状態は、社会そのものも重大な危機に陥っていると考えるのである。メスナーの自然法論のなかで、家族は特に重要な位置づけが与えられている。家庭において、子どもの人格形成、その教育に両親の義務と責任が大きくかわり、国家には、家族の社会的経済的支援が義務づけられている。

このようにメスナーにとっての家族とは、両親とその子どもたちの共同体である。そして、夫が経済的な働き手、妻が子どもの養育、家政を担うことがモデルとされ、近代的家族とみる

* 鹿児島純心女子短期大学生活学科生活学専攻現代ビジネスコース (〒890-8525 鹿児島市唐湊4丁目22番1号)

** 神戸大学修士 (経済学)

ことができよう。メスナーはけっして復古的な意味ではないとしながら、「母親は家族のなかにあるべきだ」と述べている。男女を絶対的な平等にはおかず、自然法論的な仕方で女性に特有の社会的使命を与えている。

男女平等、男女参画社会が推進されようとしている現代社会において、メスナーの家族論は最初に家族の性別役割を認めており、その意見に疑念をもつことは容易である。また、性別にかかわる議論も多様化している。

本稿では、まず、家族の目的から、メスナーが自然法論的に、家族のなかで、母親としての女性をどのように位置づけているのかという点を、そして、そのための社会政策を考察する。それは復古的な「女性は家の中にあるべきだ」という問題ではない。

次に、メスナーの自然法論のテーマには、全体主義と個人主義への歴史的な反省のもとに、さまざまな議論が複線として含まれている。家族の個別化が進むなか、家族における個人と全体、家族成員の個人善と家族全体の共同善とはどのようなものであろうか。メスナーは、人間の本性にもとづいて家族という共同体を捉えている。家族と家族成員、家族と社会について再考していきたい。

I. 家族の目的

ヨハネス・メスナーにとって、家族とは血縁関係にある「両親とその子どもたちの共同体」である⁽¹⁾。そして、家族には次のような三つの目的が設定されている。

第1は秩序ある日常生活に必要な肉体的・精神的諸財を家族の成員に供給すること。第2には子どもの養育、第3には社会の細胞となることである。こうしたもろもろの個人的、社会的生存使命（実存的諸目的）にもとづいて、家族は国家を含めて他の社会諸形象に優位する⁽²⁾。

家族の目的は、まず第一に、家族の成員に秩序ある日常生活を送るために必要な諸財、衣食住の供給である。そのために、家族は経済共同体でもあり、健全な家計の運営が必要となる。また、諸財で大切なことは、これら諸財が肉体的な諸財だけではなく、精神的な諸財も同時に含んでいる点である。じっさい、家族は経済機能とやすらぎ、憩いなどの情緒的な愛情機能を充実しなければならない。また、このことは、第二の目的である子どもの養育とも深くかかわり、メスナーは「隣人愛と正義を、根本的に家族のうちにおいてのみで学ぶ」と考え⁽³⁾、家族の役割において、両親の子どもに対する養育面を重要視する立場にある。

第二の家族の目的は、子どもの養育である。メスナーは、両親による子どもの教育や、子ども達相互のふれあいを、他の社会教育とは置き換えることのできないものと捉える。これは、家庭教育が子どもに「すべての社会的徳目すなわち、他者を同じ人間的な本性をもった人格者として尊重すること」を学ばせることができ、そして、「進んで人を助ける精神、親切、協調性、自制、思いやり、謙譲、正直などの徳目」を、日常生活のなかで培わせるためである⁽⁴⁾。社会的徳目を、個人において、家族共同体のなかで、体験として結びつけて学ぶのである⁽⁵⁾。家族

においてこそ、子どもの養育は、子どもの社会化、人格の形成のために重要であり、それゆえに家族の目的となる。

家族は第三の目的として「社会の細胞」、すなわち社会の基礎単位とみなされる。メスナーの自然法思想において、家族共同体は、単なる第一次集団ではなく、社会的にも重要な位置におかれる。家族は、社会を生物学的に構成する小さな共同体であるとともに、倫理的な人格教育を行う共同体の基礎となり、また、文化的な推進力の担い手の単位となる⁽⁶⁾。メスナーにとって、家族共同体は、社会全体の倫理的秩序を担うきわめて重大な共同体なのである。

メスナーは、これらの家族の目的から、家族を国家やその他の社会集団よりも優位におく。「個人的・社会的生存使命（実存的諸目的）にもとづいて、家族は国家を含めて他の社会諸形態に優位する」のであり、それは「実存的諸目的が、またそれにもとづく使命と責任とが、社会秩序と法秩序の多元的構造の裡における各共同体の地位を決定する」からである⁽⁷⁾。メスナーは、家族の個人的・社会的生存使命（実存的諸目的）から、社会全体の秩序と法秩序を決定する。

社会的に家族の個人的・社会的生存使命は、きわめて重要なものと位置づけられる。国家には、家族にその生存使命、目的の達成を可能にすることが要求される。したがって、そのために、家族が個人的、社会的生存使命において生活するうえでの援助を、国家は行わなくてはならない。

個人的、社会的生存使命（実存的諸目的）は、メスナーの伝統的自然法論においてその思想の中心にあり、人間の本性に本来的に見いだされる「使命」、「目的」と規定される。家族共同体においては、家族成員が身体的、道徳的にも健康で文化的に生活するために必要とされることが満たされ、子どもの養育のために、そして社会の細胞としての家族であるために必要とされることが遂行されるということが、社会や国家に求められるのである。

さて、メスナーの思想はカトリック社会論であり、伝統的自然法論の立場にある。そのため、「普遍的に家族は善である」として家族論が展開されている⁽⁸⁾。しかし、家族社会学での近代家族論では、「家族」そのものにおいて、「家族」がもっとも望ましい形であっても、家族は絶対的な善、追求されるべき幸福とはみなされない。つまり「家族そのものへの疑い」がフェミニズムから主張されている⁽⁹⁾。さらに現在、ジェンダーはもちろんのこと、家族そのものへの多様な問いかけがみられ、家族形態も時代とともに変化している。

家族について、メスナーは、いきすぎた個人主義や全体主義からの弊害による家族の危機を指摘しているが⁽¹⁰⁾、家族は善であるとされ、また両親とその子どもを成員とする核家族が標準家族として設定される⁽¹¹⁾。家族は最も重要な守られるべき社会形態なのである。

II. 婦人問題

次に、メスナーは、家族のなかで、女性をどのように位置づけられるのかという点が問題になる。メスナーの家族論をさらに進めていこう。メスナーは、女性に特別な使命を与えている。

女性の絶対的平等化をいう近代の先駆者が、女性は男性と同じように完全な人格者であり、したがって平等な権利をもたなければならぬと反論するならば、われわれは次のように答え

よう。すなわち確かに純粹に個人として見れば、女性は人間としてもっているすべての権利をもっているが、社会的存在としては、女性は自己の本性としての固有な能力や目的を通じて自己に刻印されているところの特別の使命をもっているのであり、したがってまた特別な権利をもっている⁽¹²⁾。

これは社会的な性差であって、ジェンダーであるとすぐに指摘を受けそうだが、メスナーは、続けて、女性の使命を「子どもの養育」と考えている。他の動物とは違って、人間の成育のためには家族が必要であり、そのために家庭の母親としての女性を必要とするのである。この女性特有の使命は、自然法的に人間本性にもとづくものとなる。「家族の本性および女性の特別の本質的素養」は、「女性に、社会体における女性の活躍の第一の最も重要な場として家族を明白にあてがう」のである⁽¹³⁾。女性には産む性としての特性が明確化され、そして、女性には、母親として子どもの養育に特別な使命をもつてのぞむことが要求される。ここでは男女は平等ではなく、不平等である。

さらにメスナーは、「母親は家庭のなかにあるべきものだ」と主張する⁽¹⁴⁾。男女参画社会において、男女の性別役割は非難されるであろうが、メスナーは、母親が家で育児をすることを基礎にして家庭を考える。母親には家の外での労働、あるいは家内労働の形であっても、収入目的の仕事が必要としないようにすることが、正義の基本要件となるのである⁽¹⁵⁾。このために、父親には家族に必要な収入を稼ぐことが要求される。

もちろん、「母親は家庭のなかにあるべきものだ」ということに対しては、例外が認められている。たとえば、子どもが両親の労働時間の間に祖父母や保育園でよい監護を受けられるという条件のもと、住宅資金や子どもの結婚資金を得るなど、それぞれの家庭事情によって必要がある場合、母親が家庭の外で労働することが許可されている。また、戦時などの緊急事態も例外とされる。そして、子どもが両親の保護からはなれ成長した後は、妻の外での労働を認めている⁽¹⁶⁾。

あくまでもメスナーは、子どもの養育期に、女性が母親として家にいることを最善だと考えている。家族という共同体の大きな目的の一つが、子どもの養育であるかぎり、このために家族成員は行動するのであり、そのための役割がおのおのの成員に与えられている。子どもの養育は母親の権利でもあり、義務でもある。また、母親が家にいる場合の子育ては、父親への育児参加を否定するものではなく、父親にも子どもの養育の権利と義務はある。

では、メスナーは、父親が外で働き収入を得て、母親が家庭で子どもの養育を専念するような家族、まさに「近代的家族」のような家族を理想としているのであろうか。いささか、時代的な隔たり、違和感は否めないであろう。しかし、メスナーは「母親は家庭のなかにあるべきものだ」ということに対する批判を予想して、「われわれの原則は、女性は家のなかにあるべきだという古臭い公理とは何かまったく異なったものである」と反論する⁽¹⁷⁾。メスナーの主張は、家にいるのは子どもの養育を条件とした「母親」であり、「女性」ではないのである。あくまで、母親が子どもを養育するうえで、家族にとってよりよい家庭環境が考察されている。

それゆえ、「母親は家庭のなかにあるべきものだ」という、いっけん封建的な主張は、家族の目的である子どもの養育に大きくかわり、その遂行のため、母親の権利の拡大や家族政策

の拡充につながっている。母親が家庭で育児をすることが、社会政策において最重要課題とされるために、家計が不安定な家族には、母親が外で働かなくてもよいように、家族収入を社会的に補填しなければならない。家計の維持は、父親の自助力のみを要求するものではない。メスナーは、国家や自治体に対して、子どもの養育にともなう出費のために、租税対策や児童手当などの拡充を強く求めている。

たとえば租税対策はもとより、児童補助として、出産前後の時期に対する出産手当、病院での無料分娩、子どもの数に応じて償還が段階的に部分的に軽減される結婚資金給付、妊婦のためのホームヘルパーの派遣、子どもの数に応じた住宅手当、多子家族の交通費割引、無料の学校給食、さらには、子ども3人以上の家族へのお手伝い経費額の所得控除や公共料金の軽減など、さまざまな家族政策の拡充をあげている⁽¹⁸⁾。家族政策は社会政策の核心である。

家族政策は、それぞれの家族がその個人的・社会的生存使命にもとづき、家族を援助していくものである。母親が家庭での育児を行うための援助、子どもをあずけて働く場合の支援体制は、全面的な福祉ではなく、自己責任をともなう補完である。

メスナーは「母親は家に」という、性別役割を前提にしているが、妊娠、出産という生物学的な性差を考慮すれば、このことは、近代的な性別役割からではなく、生む性としての権利から主張されていると言えよう。乳幼児期には、身近に世話をする他者が必要である。その最適を母親として、すなわち、家庭環境が整えられることを、社会に要求するのである。

Ⅲ. 共同善としての家族

家族と家族成員との関係について、考察を進めることにしよう。「家族」の理念、機能制度は、歴史的、地域的にそれぞれ異なっており、変化している。日本においては、家族が社会の基礎単位ではなく、社会の構造の変化にともない個人を単位とする社会システムへの移行がみられる⁽¹⁹⁾。しかし、人間は社会的な存在である。家族、地域共同体、国家、国際社会から、職場、趣味のサークル、情報ネットワークのコミュニティーなど、人間はなんらかの集団なり共同体に属している。

メスナーは、家族、国家など社会における基礎的な人間集団を社会体として位置づけ、社会体を「超個人的・持続的な固有存在」と考える⁽²⁰⁾。社会体は「それ自身における存在、自己内存在」ではなく、現実における実体ではない⁽²¹⁾。社会体は、個人との関係において、互いに必要とする「超個人的・持続的な固有存在」なのである。メスナーは、人間が、「交わりと協働」においてのみ、文化的存在、完全な人格者となりえると考えている⁽²²⁾。人間は社会体において、それぞれが個人として「人格のある人間」へと成長することができるのである。それゆえ、人間は社会体に依存しており、社会体は単なる集団やその属性ではなく、人間個人にとって必要不可欠な存在となる。

そして、この社会体の目的は、すべての人に、その実存的諸目的にもとづいて、生存の使命を自分の責任によって果たすために必要とされる「援助」を与えることにある。この「援助」は、すべての社会体の成員が社会体的統一体へ結合することにより可能となり、また、成員に必要とされている。メスナーは「援助」を、共同善、共同の利益、社会福祉とよんでいる⁽²³⁾。

したがって、共同善は単なる個人の善の合計ではない。共同善は「社会体成員より各人で達成された自己固有の善の集計からなる現実在といったものではなく、むしろ共同善がはじめて、社会体成員の各自固有の善を可能ならしめるもの」である⁽²⁴⁾。社会体における共同善があるからこそ、社会体諸成員の善を可能にすることができる。共同善は、家族の伝統や倫理的習慣、国家の平和や福祉の秩序なども捉えられる。それはまた、共同善の現実在でもある。もちろん、社会体成員である個人が存在しなければ社会体は成立しない。共同善は「個人たる社会体成員以外に、究極な存在根拠をもっていない」⁽²⁵⁾。個人と共同体も、互いにかかわりあう不可欠な関係にある。

個人と家族においては、家族成員がいない家族は存在せず、家族は超個人的な存在である。また、個人が家族共同体のなかで、交わりや協働を通じて充実な人間として成長する過程において、家族共同体は文化的で持続的な固有存在となるであろう。家族の共同善は、家族成員の個人善への援助を与えなければならない。家族成員が文化的な人間として生きるために、家族には経済的、社会的、倫理的に機能することが求められるのである。

そして、「共同善は、社会体を通じて社会体諸成員の充実な人間の実存の生活を可能にすることにあり、個人善は、固有の力、固有の責任をもってする社会諸成員の充実な人間の実存の生活である」⁽²⁶⁾。したがって家族成員の充実な人間の実存の生活を可能にすることが共同善であり、家族成員は、その責任のもとで、充実な人間の実存の生活を送ることが個人善となる。

メスナーはこの家族の共同善を家族文化ともいう。家族文化にとって根本的なことは、「家族成員が相互に対してとる人間的・倫理的態度であり、また、彼らが人間の実存的諸目的に根ざした価値に、また、そのうちでのみ人が最上に自己を獲得できる価値に対してとる」態度である⁽²⁷⁾。家族の共同善は、家族成員の人間的・倫理的態度、交わりや協働にかかわる。また、人間の実存的諸目的にもとづき、人間が充実たる人格者へなるために、家族文化は重要となるであろう。

現代の家族機能について、「こころのやすらぎ」や「伴侶性」を求めるなど家族に愛情機能、パーソナリティ機能への集約により、専門化し、純化した新しい家族機能が見いだされている⁽²⁸⁾。家族文化にとって根本的なことは、家族相互の人間的・倫理的態度である。そこでは、家族と家族成員が、個と共同体との、また、個人善と共同善との密接な関係にあり、それぞれが独立したものとなりえない。

結び

これまで考察してきたように、メスナーが対象とする家族は、両親とその3～4人の子どもがいる愛情のこもった核家族である。これは生涯にわたり一夫一婦的性的結合と夫の単独稼得にしたがって伝統的性別分業を特色とする日本の近代家族像に⁽²⁹⁾、いっけん、その姿を重ねることが可能であると思われるかもしれない。近代家族像は、すでに近代に生まれた特殊歴史的なものにすぎず、けっして普遍的・本質的な家族のありようとはみなされていない⁽³⁰⁾。家族は、現代社会のなかで、その形態やその機能を変化させ、多様化している。また、メスナーの家族論は、核家族を中心としたその家族政策のありかたにおいて、福祉国家的であると思わ

れるのはでないだろうか。

さらに、メスナーのしめす愛情に満ちた両親の養育は、家族にとって、すべて受け入れられるものではない。親から子へ惜しみなく注がれる物質的・精神的な保護と愛情は、子どもたちにとって干渉や監視、拘束、重圧でもありうる。さらに、家族においては絶対的な善を認めず、家族自体が追求されるべき善であることも否定されている⁽³¹⁾。これは、メスナーの共同善思想と相反するものであろう。

しかし、もちろん、現代社会において、家族はまったく否定されるものではない。前述したように、家族には、愛情機能、パーソナリティ機能が重視され、家族の役割が重んじられている。メスナーも、婚姻のそのものの考え方が「結婚の生殖目的の評価に並んで、同列のものとして夫婦の人格的な生存充足」となっていることを認めている⁽³²⁾。けっして家族を固定する考えにはない。家族はさまざまな姿に変化しながら、家族は存在し、そのありかたが考察されている。

むしろ、メスナーの家族論は、当然、歴史的な制約を受けながら、たえず現実の社会問題と向き合い、人間の実存を模索したものである。メスナーの主張は、人間が一人では生きることのできない存在であるということをも前提にして、補完必然性と補完可能性を有する人間の本性にもとづいている。これは伝統的自然法論の柱である。人間が責任をもって、充実なる実存的な生活を送るために、家族は必要不可欠な存在となる。

しかし、家族はけっして絶対化されるものではない。家族は個人への援助の目的をもっているが、個人善を超越するものではない。家族の共同善は個人善を前提とすることから、家族という善を最初に前提するのではなく、また、家族に本来の仕方で追及されるべき善もおかれていない。家族は、家族成員に、人間の実存的目的にそくした存在充足を与えるのである。共同体のなかに個人は不在化することはなく、個人は存在する。

家族共同体の個人、成員である両親と子どもは、家族の共同善のなかで互いに尊厳をもった人間として、はぐくまれる存在である。メスナーは、子どもの養育のために、父親が家計収入を稼ぎ、母親は基本的に専業主婦であることを望んでいる。もちろん、男女の性別分業については、性別分業が生物学的性差と社会的諸条件によって変化する⁽³³⁾。今日、メスナーのように、子どもを専門的に養育するのが母親である、とは規定はできない。

それゆえに重要なことは、大切な子どもの養育をおこなうのが、母親、父親であれ、それ以外の人物であっても、その保育使命が遂行されるための援助が必要であるという点である。家族政策は社会政策の核心であり、家族の社会的作用の充実な達成を可能にする家族政策は国家共同体の最優先的正義義務となる⁽³⁴⁾。それは租税対策や児童手当だけでなく、家族の住宅政策と都市計画、さらには環境問題へとひろがる問題である⁽³⁵⁾。

日本においては、今日、少子高齢化により、一億総活躍社会が推進されており、母親は家庭での育児だけでなく、育児と仕事の両立が求められている。メスナーにならえば、社会的に母親が外で働くことを前提とするならば、そのための福祉、子どもの養育への補助政策は急務となる。両親が働くためには、その間、子どもの養育は誰がおこなうのか。その充実な環境が整っているということが条件でなければならない。そして、心身的に健康な家庭運営がなされるための、それぞれの家族の必要性に応じた社会政策が必要である。

最後に、育児・介護休業法など、現行の社会政策について若干考慮すべきことを言及しておきたい。それは、急速な少子高齢化の進展に対して、経済社会の活力を維持するための経済政策という側面である。むろん社会経済の成長、その安定は、個人、家族生活にとり重大な問題である。しかし、今後、母親、妻の就労による家族生活の変化、その対応はどうなるのであろうか。母親の労働市場への参加は、家庭のなかの消費市場を拡大させ、さらに家事や育児の商品化が進むことが予想される。また、家族が一緒に過ごす生活時間は減少するなど、家族の個人化がますます進むだろう。そこで問題となるのが、経済合理主義と個人主義である。

つまりは、ポストモダンや経済合理主義と個人主義からの弊害から、真の人間らしさや新たなコミュニケーションを再構築していく必要がある。家族それ自体においても非婚率や高齢化の高まるなかで、一人暮らしが増加し、人間の一生を家族共同体の枠組みだけで捉えることが難しい時代である。メスナーの自然法論において、家族共同体は人間にとって重要な意味をもつ。今後、家族のすがたが大きく変化しようとも、そこで、家族はあらためて発見されなくてはなるまい。

略号

- D. N. Messner, J., *Das Naturrecht: HandBuch der Gesellschaftsethik, Staatsethik und Wirtschaftsethik* (ヨハネス・メスナー (水波朗他訳) 『自然法: 社会・国家・経済の倫理』, 創文社, 1995年), Berlin: Duncker & Humblot, 1984.
- 落合 2009 落合恵美子『21世紀家族へ』第3版, 有斐閣選書.
- 牟田 2006 牟田和恵「家族の近現代化 生と性のポリティクスとジェンダー」, 『社会科学研究第57号第3 / 4号』, 東京大学社会科学研究所.
- 森岡 1993 森岡清美『現代家族変動論』(シリーズ現代社会と家族②), ミネルヴァ書房.
- 上子 1972 上子武次「家族の内部過程」, 『社会学講座3家族社会学』, 福武直監修・森岡清美編 東京大学出版会.

註

- (1) *D. N.*, S. 551, (p. 581)。
- (2) *D. N.*, S. 551, (p. 582)。
- (3) *D. N.*, S. 579, (p. 612)。
- (4) *D. N.*, S. 579, (p. 613)。
- (5) *D. N.*, S. 59, (p. 43)。
- (6) *D. N.*, S. 579 ~ 580, (p. 613)。

- (7) *D. N., S.* 551 ~ 552, (p. 582)。
- (8) *D. N., S.* 551, (p. 582)。「キリスト教の教えのうちでは」と限定しているが、「キリストが婦人（聖母マリア）から生まれ出たことを通じて、また、彼が家庭内で生活し、労働したことを通じて、家族を神聖なものとするによりこの自然法秩序に明確な神的裁可を与えた」として、家族を明瞭に最も重要な社会形態とみなしている。
- (9) 牟田 2006, p. 103。
- (10) *D. N., S.* 556 ~ 557, (p. 587 ~ 588)。個人主義や全体主義それぞれの家族軽視こそが家族崩壊の原因と考える。
- (11) *D. N., S.* 580 ~ 581, (p.614 ~ 615)。メスナーは子どもが3 ~ 4人いる家族を標準家族にしている。
- (12) *D. N., S.* 585, (p. 619)。
- (13) *D. N., S.* 586, (p. 620)。
- (14) *D. N., S.* 586, (p. 620)。
- (15) *D. N., S.* 586, (p. 620)。
- (16) *D. N., S.* 586, (p. 620)。メスナーは、家族収入のために例外的に母親が働くことを認めていたが、景気過熱のために、労働力不足がおこっても、その解消のために母親が働きに出ることを認めない。この場合、母親は子どもを養育することが、社会の経済的な要請や収入を得ることよりも優先される。ここでは子どもの権利が重視されるのである。
- (17) *D. N., S.* 586, (p. 620)。
- (18) *D. N., S.* 564, (p. 595)。
- (19) 落合 2009, pp. 242-244。
- (20) *D. N., S.* 162, (p. 173)。社会体とは、実存的諸目的によって要求される充実な人間存在にいたるのを相互に促進しあうために結合した人間の集団である。*D.N., S.*156, (p. 166)。
- (21) *D. N., S.* 165, (p. 176)。
- (22) *D. N., S.* 150, (p. 158)。
- (23) *D. N., S.* 189, (p. 205)。
- (24) *D. N., S.* 193, (p. 210)。
- (25) *D. N., S.* 193, (p. 210)。文化の決定的な根基は、心的・精神的・倫理的領域に存し、ある社会体の、もっとも包括的な意味に解された文化は、一切の価値領域にまでまたがる共同善現実在である。文化は物質的な価値の諸善益よりも、心的・精神的・倫理的領域の諸善にある。共同善現実在、たとえば伝統や倫理的習慣などに参与して個人は、その本性によって充実な人間存在になるのである。*D. N., S.* 196, (p. 213)。
- (26) *D. N., S.* 214, (p. 233)。
- (27) *D. N., S.* 555, (p. 586)。
- (28) 森岡 1993, pp. 168-169。
- (29) 森岡 1993, p. 214。
- (30) 牟田 2006, p. 113。
- (31) 牟田 2006, p. 103。

- (32) *D. N. S.* 886 ~ 887, (p. 940)。
- (33) 上子 1972, p. 77-78。伝統的性別役割は、生産に大きな体力を要し、妊娠、出産、哺育に成人女性の大きな部分がかかわり、家事・育児に女性が大きな時間と労力を投入することが必要である。上子 1972, p. 79。
- (34) *D. N. S.* 559 ~ 562, (p. 591 ~ 593)。
- (35) *D. N. S.* 572 ~ 578, (p. 605 ~ 609)。

本研究は、JSPS科研費25380250, およびJSPS科研費16K02225の助成を受けたものです。